

エネルギー基本計画について

平成26年2月
経済産業省

エネルギー基本計画について

エネルギー政策基本法に基づくエネルギー基本計画は、エネルギー需給に関して総合的に講ずべき施策等を内容とするものであり、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、経済産業大臣が案を策定し、閣議で決定する必要がある。

エネルギー政策基本法(平成14年法律第71号)(抄)

(エネルギー基本計画)

第十二条 政府は、エネルギーの需給に関する施策の長期的、総合的かつ計画的な推進を図るため、エネルギーの需給に関する基本的な計画(以下「エネルギー基本計画」という。)を定めなければならない。

2 エネルギー基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 エネルギーの需給に関する施策についての基本的な方針

二 エネルギーの需給に関し、長期的、総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 エネルギーの需給に関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進するために重点的に研究開発のための施策を講ずべきエネルギーに関する技術及びその施策

四 前三号に掲げるもののほか、エネルギーの需給に関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 経済産業大臣は、関係行政機関の長の意見を聴くとともに、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、エネルギー基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 経済産業大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、エネルギー基本計画を、速やかに、国会に報告するとともに、公表しなければならない。

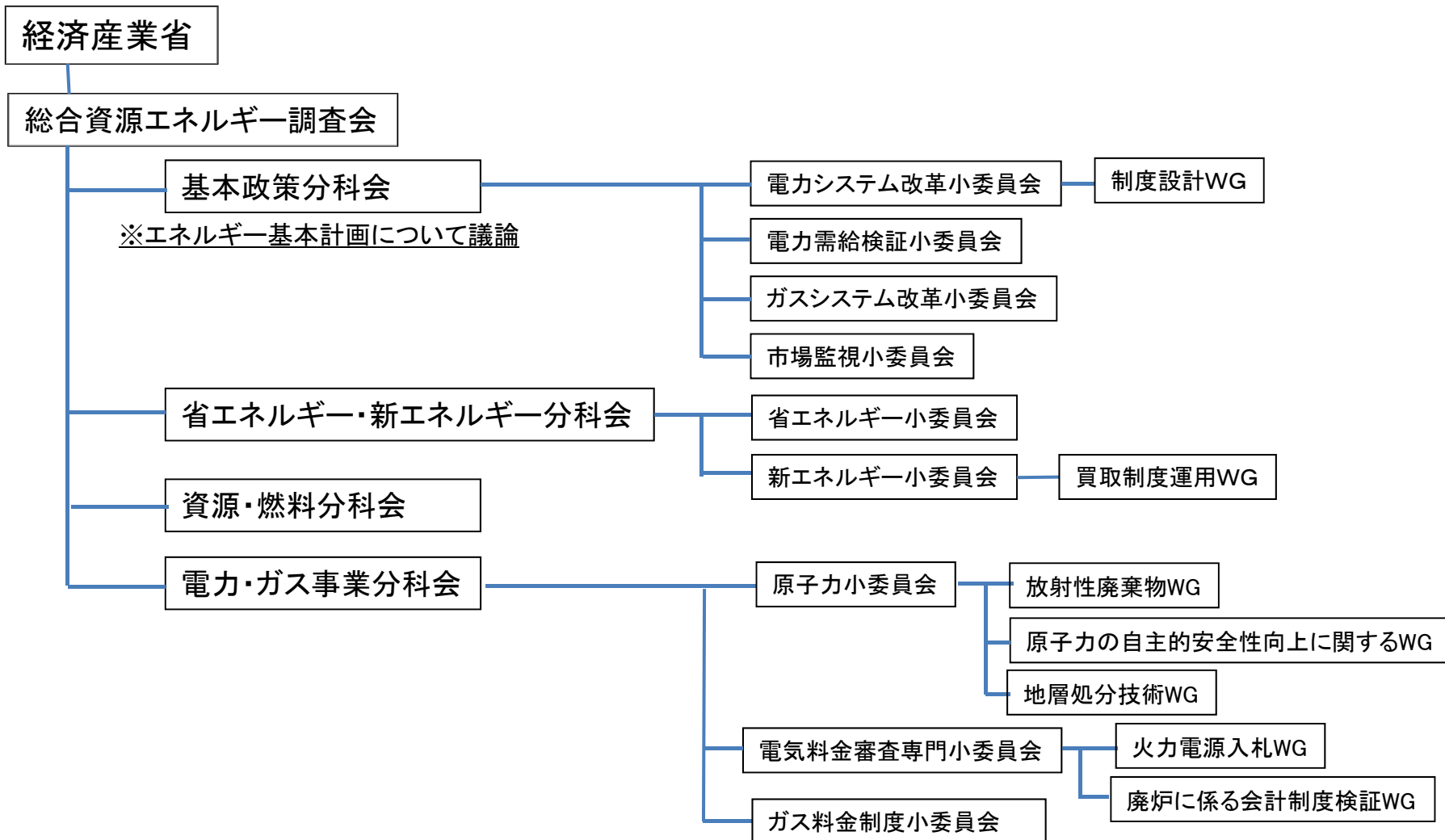
5 政府は、エネルギーをめぐる情勢の変化を勘案し、及びエネルギーに関する施策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、エネルギー基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

6 第三項及び第四項の規定は、エネルギー基本計画の変更について準用する。

7 政府は、エネルギー基本計画について、その実施に要する経費に関し必要な資金の確保を図るため、毎年度、国の財政の許す範囲内で、これを予算に計上する等その円滑な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

総合資源エネルギー調査会の組織について

総合資源エネルギー調査会令に基づき設置された4つの分科会（基本政策分科会、省エネルギー・新エネルギー分科会、資源・燃料分科会、電力・ガス事業分科会）の下に、必要に応じて小委員会等を設置し、審議。



※必要な小委員会等については7/1以降随時立ち上げ

総合資源エネルギー調査会基本政策分科会について

総合資源エネルギー調査会令第6条に基づき、総合資源エネルギー調査会の所掌事務のうち、以下の事務を所掌する。

- ① エネルギー政策基本法第12条第1項に規定するエネルギー基本計画に関し、同条第3項に規定する事項を処理すること。
- ② 鉱物資源及びエネルギーに関する基本的な政策に関する重要事項を調査審議すること。
- ③ エネルギー供給構造高度化法第8条第2項及び第12条第2項の規定により調査会の権限に属させられた事項を処理すること。

総合資源エネルギー調査会基本政策分科会委員 計15名

1. 三村 明夫(新日鐵住金(株)相談役名誉会長)(※分科会長)
2. 秋元 圭吾((公財)地球環境産業技術研究機構システム研究グループリーダー)
3. 植田 和弘(京都大学大学院経済学研究科教授・研究科長)
4. 柏木 孝夫(東京工業大学特命教授)
5. 橘川 武郎(一橋大学大学院商学研究科教授)
6. 崎田 裕子(ジャーナリスト・環境カウンセラー、NPO法人持続可能な社会をつくる元気ネット理事長)
7. 志賀 俊之(日産自動車(株)代表取締役副会長)
8. 辰巳 菊子((公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会常任顧問)
9. 寺島 実郎((一財)日本総合研究所理事長)
10. 豊田 正和((一財)日本エネルギー経済研究所理事長)
11. 中上 英俊((株)住環境計画研究所代表取締役会長)
12. 西川 一誠(福井県知事)
13. 増田 寛也(野村総合研究所顧問、東京大学公共政策大学院客員教授)
14. 松村 敏弘(東京大学社会科学研究所教授)
15. 山名 元(京都大学原子炉実験所教授)

エネルギー基本計画の策定・改定の経緯

エネルギー基本計画(第一次)

閣議決定日:平成15年10月7日

(自民党:小泉総理大臣、中川経済産業大臣)

エネルギー基本計画(第二次)

閣議決定日:平成19年3月9日

(自民党:安倍総理大臣、甘利経済産業大臣)

エネルギー基本計画(第三次)

閣議決定日:平成22年6月18日

(民主党:菅総理大臣、直嶋経済産業大臣)